

小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関する
プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小川地区衛生組合（以下「組合」という。）の組合構成町村（小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村（以下「構成町村」という。））で発生する家庭系及び事業系一般廃棄物の可燃ごみ処理業務並びに処理後の残渣処分業務について、プロポーザル方式により委託事業者を特定するための手続きに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、プロポーザル方式とは、委託事業者を決定する場合において、当該委託に関する企画提案書の提出を受け、当該企画提案の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した委託事業者を特定する方法をいう。

2 前項の企画提案者の特定方法は、次の各号のいずれかを選択して行う。

(1) 公募型 実施を公表して参加を希望する者を募り、その申込者のうち、定める条件に適合する企画提案者を選定し、企画提案を求める方式

(2) 指名型 小川地区衛生組合競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者等のうち、定める条件に適合する企画提案者を指名し、企画提案を求める方式

(選定委員会の設置)

第3条 プロポーザル方式による委託事業者の選定を公平かつ厳正に行うため、小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、管理者の所在町村の副町村長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、組合事務局長及び構成町村の環境衛生主管課長をもって充

てる。ただし、委員長は、必要に応じて学識経験者等を委員とし、又は委員以外の者から意見を求めることができる。

6 選定委員会は、委員長が招集する。

7 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 選定委員会に係る事務は、組合事務局において行うものとする。

(実施要領の策定)

第4条 選定委員会は、実施要領（様式第1号）を策定する。

(参加資格要件)

第5条 プロポーザル方式への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

(1) 資格者名簿に登載されていること

(2) 指名停止等の措置を受けていない者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者

2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、資格者名簿に登載されている者以外であっても、プロポーザル方式へ参加させることができる。ただし、前項各号のうち第1号を除く各号の資格要件を有していないものは除く。

(1) 資格者名簿に登載されている者が、極端に少ない場合又はいない場合

(2) 資格者名簿に登載されている者に限らず、広く提案を求める必要がある場合

3 プロポーザル方式へ参加する者が第16条に規定する契約締結までに、前項の参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(企画提案募集要項の交付)

第6条 選定委員会は、企画提案募集要項（公募型プロポーザル方式は様式第2号、指名型プロポーザル方式は様式第3号）を作成し、プロポーザル方式へ参加する者に交付する。

2 公募型プロポーザル方式では、企画提案募集要項の交付期限は、参加申込書提出日の前日までとする。

(公募型プロポーザル方式の手続開始の公表)

第7条 選定委員会が、公募型プロポーザル方式の手続を開始するときには、公募型プロポーザル方式による企画提案者募集に関する公表(様式第4号)にて公表する。

2 前項の規定による公表は、組合ホームページに掲載する。

(参加申込書の提出)

第8条 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、参加申込書(様式第5号)及び必要書類(選定委員会が指定した場合に限る。)を選定委員会に提出しなければならない。

2 資格者名簿に登載されていない者が公募型プロポーザル方式に参加するときは、参加申込書の提出にあたり、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

(1) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの。)

(2) 消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3か月以内のもの。)

(3) 法人町村民税の納税証明書(構成町村内に事業所等がある法人が対象で発行後3か月以内のもの。)

(4) 営業所表(様式第12号)

(5) 委任状(様式第13号。ただし、代理人を置く場合に限る。)

(6) 財務諸表(直前決算のもの。貸借対照表、損益計算書)

(7) 許可等に係る証明書又は許可証等の写し(建築物管理業務を営業するうえで得た許可証、登録証等(会社として得ている許可等))

(8) 審査基準日直前の事業年度2年間における契約状況(様式任意)

3 参加申込書の提出期限は、前条に規定する手続開始の公表日から概ね2週間を目途に、選定委員会が決定する。

(企画提案者の選定及び企画提案依頼)

第9条 選定委員会は、参加申込書の提出者の中から、別表第1を参考に定めた基準により、企画提案者の選定をする。

2 選定委員会は、企画提案者に選定通知兼企画提案依頼書(様式第6号)を送付する。

3 前項で依頼する企画提案書の提出期限は、企画提案者として選定した旨の通知を行った日から概ね1か月を目途に、選定委員会が決定する。

(企画提案者として非選定の理由説明)

第10条 選定委員会は、参加申込書を提出した者のうち、企画提案者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び理由（以下「非選定理由」という。）を、企画提案者の選定等について（様式第7号）により通知する。

(企画提案者の指名)

第11条 選定委員会は、指名型プロポーザル方式による場合は、別表第1を参考に定めた基準により、企画提案者の指名を行う。

2 選定委員会は、前項の規定により企画提案者を指名したときは、指名通知兼企画提案依頼書（様式第8号）を、企画提案募集要項（様式第3号）とともに、指名した企画提案者に送付する。

3 指名された企画提案者は、参加承諾・辞退届（様式第9号）を提出するものとする。

4 指名された企画提案者が第2項の指名通知兼企画提案依頼書等を受け取ってから5日以内（休日を含まない。）に、参加承諾・辞退届により参加の意思表示をしなかったときには、指名型プロポーザル方式への参加を辞退したものとする。

5 第2項の規定により依頼する企画提案書の提出期限は、企画提案者として指名した旨の通知を行った日から概ね1か月以内を目途に、選定委員会が決定する。

(企画提案書の特定)

第12条 選定委員会は、提出された企画提案について、別表第2の評価基準を参考に審査し、採用する企画提案書を特定する。

2 選定委員会は、企画提案書の特定に当たり必要がある場合には、企画提案者に対し、ヒアリングを行い、又はプレゼンテーションを実施させることができる。

3 企画提案書の特定に際しては、企画提案者を原則匿名として評価する。

4 第1項に規定する選定委員会の評価は、すべての企画提案者の企画

提案内容について数値化して実施し、選定審査票に記録する。

5 選定委員会は、第1項により採用する企画提案書の提出者（以下「内定者」という。）に対して、採用する企画提案書として特定された旨を、企画提案書の内定について（様式第10号）により通知する。

（企画提案の不採用理由の説明）

第13条 選定委員会は、不採用と決定した企画提案の企画提案者に対して、不採用の旨及びその理由を、不採用について（様式第11号）により通知する。

（公募型プロポーザル方式内定者の公表）

第14条 選定委員会は、公募型プロポーザル方式による場合、第12条の企画提案書の特定結果について、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 企画提案書を特定した日
- (4) 内定者の氏名及び所在地
- (5) 前各号に規定するもののほか、必要な事項

2 前項に規定する公表をする場合には、第7条第2項の規定を準用する。

（業務仕様の協議）

第15条 組合は、内定者と発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。

（契約の締結）

第16条 組合は、前条の規定により業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、組合規則に定める手続により内定者と随意契約により、当該業務の契約を締結することができる。

2 前項の契約締結は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 契約書
- (2) 選定審査票
- (3) 業務仕様書
- (4) 前各号に規定するもののほか、契約締結に必要な書類

附 則

- 1 この告示は、令和3年1月6日から施行する。
- 2 この告示は、第16条の契約締結の日をもって廃止する。

別表第1（第9条・第11条関係）

企画提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	・ 資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	・ 自己資本比率等 ・ 施設稼働実績
契約不適合補完能力	契約不適合に対する責任をとれるか	・ 賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	一般廃棄物の可燃ごみ処理委託が可能か、処理施設能力	・ 一般廃棄物処理業の許可等 ・ 施設能力の詳細
社会貢献 （倫理観）	社会的貢献度が有るか	・ IS014001等の取得状況 ・ 環境負荷低減への取り組み等

別表第2（第12条関係）

企画提案を採用するための評価基準

ア 可燃ごみ処理業務遂行能力に対する評価【90点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
環境負荷	環境負荷低減への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の有無 ・処理方式や能力の詳細 ・CO₂排出量 ・焼却灰とその処理方法 ・収集運搬への影響
業務委託費用	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額
受入条件	受入制限 受入禁止物	<ul style="list-style-type: none"> ・受入制限の有無 ・受入禁止物の有無
継続性 (安定性)	処理施設 将来構想	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働年数と将来計画 ・休炉時、災害時などのバックアップ体制の充実度 ・契約終了後の継続可能性 ・経営能力

イ プレゼンテーション・ヒアリングの評価【10点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・説得力 ・信頼性
コミュニケーション力	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑への的確な回答

実施要領

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 業務目的
- (3) 契約期間
- (4) 業務内容
- (5) 委託額
- (6) 業務実施上の条件
- (7) その他必要事項

2 プロポーザル方式の採用理由

3 プロポーザル選定委員会 委員構成

4 実施スケジュール

5 参加申込書に関すること（公募型のみ）

- (1) 参加申込書の作成様式
- (2) 提出期限、場所及び方法
- (3) 参加申込の資格要件

6 企画提案者の選定に関すること（公募型のみ）

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	・資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	・自己資本比率等 ・施設稼働実績
契約不適合補完能力	契約不適合に対する責任をとれるか	・賠償責任保険の加入の有無等

業務遂行力	一般廃棄物の可燃ごみ処理委託が可能か、処理施設能力	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理業の許可等 施設能力の詳細
社会貢献 (倫理観)	社会的貢献度が有るか	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001等の取得状況 環境負荷低減への取り組み等

※注：業務の特性に応じて適宜追加又は削除すること。

7 企画提案者の指名に関すること（指名型のみ）

8 企画提案書の作成に関すること

- (1) 企画提案書の作成様式、提出部数
- (2) 記載上の留意事項
- (3) 企画提案書等の作成に関する質問及び回答
- (4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
- (5) 企画提案のプレゼンテーション
- (6) 企画提案書を採用するための評価基準

ア 可燃ごみ処理業務遂行能力に対する評価【90点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
環境負荷	環境負荷低減への取組	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の有無 処理方式や能力の詳細 CO₂排出量 焼却灰とその処理方法 収集運搬への影響
業務委託費用	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> 見積金額
受入条件	受入制限 受入禁止物	<ul style="list-style-type: none"> 受入制限の有無 受入禁止物の有無
継続性 (安定性)	処理施設 将来構想	<ul style="list-style-type: none"> 施設稼働年数と将来計画 休炉時、災害時などのバックアップ体制の充実度 契約終了後の継続可能性 経営能力

イ プレゼンテーション・ヒアリングの評価【10点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	・説得力 ・信頼性
コミュニケーション力	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	・質疑への的確な回答

※注：業務の特性に応じて適宜追加又は削除すること。

- (7) 企画提案者の内定方法
- 9 企画提案の内定者に関すること
- 10 その他

様式第2号（第6条関係）

企画提案募集要項（公募型プロポーザル方式）

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

1 業務の概要

- (1) 業務名
- (2) 業務目的
- (3) 契約期間
- (4) 業務内容
- (5) 委託額（ただし、記載の有無は、選定委員会で決定する。）
- (6) 業務実施上の条件
- (7) その他必要事項

2 参加申込書に関する事項

- (1) 参加申込書の作成様式
参加申込書（様式第5号）及び必要書類（選定委員会が指定した場合に限る。）を提出のこと。
- (2) 参加申込書提出期限、場所及び方法
 - ア 提出期限
 - イ 提出場所
 - ウ 提出方法
- (3) 参加申込の資格要件
 - ア 小川地区衛生組合競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - イ 小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱第5条の要件を満たしていること。

3 企画提案者の選定に関する事項

企画提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
------	-------	-------

経営規模	経営規模は妥当であるか	・資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	・自己資本比率等 ・施設稼働実績
契約不適合 補完能力	契約不適合に対する責任をとれるか	・賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	一般廃棄物の可燃ごみ処理委託が可能か、処理施設能力	・一般廃棄物処理業の許可等 ・施設能力の詳細
社会貢献 (倫理観)	社会的貢献度が有るか	・ISO14001等の取得状況 ・環境負荷低減への取組み等

4 企画提案書の作成に関する事項

- (1) 企画提案書の作成様式、提出部数
- (2) 記載上の留意事項
- (3) 企画提案書等の作成に関する質問及び回答
- (4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
 - ア 提出期限
 - イ 提出場所
 - ウ 提出方法

(5) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案書の提出後、2月下旬にプレゼンテーションを行い、企画提案の説明を行う。プレゼンテーションに欠席した場合は、委託に応じる意思がないものとみなす。

(6) 企画提案書を採用するための評価基準

ア 可燃ごみ処理業務遂行能力に対する評価【90点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
環境負荷	環境負荷低減への取組	・発電設備の有無 ・処理方式や能力の詳細 ・CO ₂ 排出量 ・焼却灰とその処理方法

		・収集運搬への影響
業務委託費用	見積金額	・見積金額
受入条件	受入制限 受入禁止物	・受入制限の有無 ・受入禁止物の有無
継続性 (安定性)	処理施設 将来構想	・施設稼働年数と将来計画 ・休炉時、災害時などのバックアップ体制の充実度 ・契約終了後の継続可能性 ・経営能力

イ プレゼンテーション・ヒアリングの評価【10点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	・説得力 ・信頼性
コミュニケーション力	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	・質疑への的確な回答

(7) 企画提案者の内定方法

小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱第12条に基づき、選定委員会の審査を経て、企画提案者を内定する。

(8) 企画提案書の不採用理由に関する事項

提出した企画提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会から通知する。

5 企画提案の内定者に関する事項

- (1) 当組合と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定し基本協定を締結する。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、当該業務の移行準備期間とし、組合と内定者で協力調整する。
- (3) 令和4年4月1日から内定者と随意契約により契約を締結する。但し、(2)を含め、当該業務に係るすべての調整が整った場合に限

る。

6 本企画提案募集要項についての問い合わせ先

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び企画提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- (7) 企画提案書の内定に関しては、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算執行の段階においては本契約に至らない場合がある。

様式第3号（第6条・第11条関係）

企画提案募集要項（指名型プロポーザル方式）

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

1 業務の概要

- (1) 業務名
- (2) 業務目的
- (3) 契約期間
- (4) 業務内容
- (5) 委託額（ただし、記載の有無は、選定委員会で決定する。）
- (6) 業務実施上の条件
- (7) その他必要事項

2 企画提案書の作成に関する事項

- (1) 企画提案書の作成様式、提出部数
- (2) 記載上の留意事項
- (3) 企画提案書等の作成に関する質問及び回答
- (4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
 - ア 提出期限
 - イ 提出場所
 - ウ 提出方法

(5) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案書の提出後、2月下旬にプレゼンテーションを行い、企画提案の説明を行う。プレゼンテーションに欠席した場合は、委託に応じる意思がないものとみなす。

(6) 企画提案書を採用するための評価基準

ア 可燃ごみ処理業務遂行能力に対する評価【90点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
環境負荷	環境負荷低減への取組	・発電設備の有無 ・処理方式や能力の詳細

		<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出量 ・焼却灰とその処理方法 ・収集運搬への影響
業務委託費用	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額
受入条件	受入制限 受入禁止物	<ul style="list-style-type: none"> ・受入制限の有無 ・受入禁止物の有無
継続性 (安定性)	処理施設 将来構想	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働年数と将来計画 ・休炉時、災害時などのバックアップ体制の充実度 ・契約終了後の継続可能性 ・経営能力

イ プレゼンテーション・ヒアリングの評価【10点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・説得力 ・信頼性
コミュニケーション力	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑への的確な回答

(7) 企画提案者の内定方法

小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱第12条に基づき、選定委員会の審査を経て、企画提案者を内定する。

(8) 企画提案書の不採用理由に関する事項

提出した企画提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会から通知する。

5 企画提案の内定者に関する事項

- (1) 当組合と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定し基本協定を締結する。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、当該業務の移行準備期間とし、組合と内定者で協力調整する。

(3) 令和4年4月1日から内定者と随意契約により契約を締結する。
但し、(2)を含め、当該業務に係るすべての調整が整った場合に限る。

6 本企画提案募集要項についての問い合わせ先

7 その他の留意事項

(1) 参加承諾・辞退届（様式第9号）により参加の意思表示をしなかったときは、辞退したものとみなされ、企画提案書を提出することができない。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。

(4) 提出期限後における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(5) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しない。

(6) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

(7) 企画提案書の内定に関しては、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算執行の段階においては本契約に至らない場合がある。

様式第4号（第7条関係）

（文書記号）第 号

年 月 日

公募型プロポーザル方式による企画提案書募集に関する公表

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり企画提案書を募集します。

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 業務目的
- (3) 契約期間
- (4) 業務内容
- (5) 委託額（ただし、記載の有無は、選定委員会で決定する。）
- (6) 業務実施上の条件
- (7) その他必要事項

2 参加申込書に関する事項

- (1) 参加申込書の作成様式
- (2) 提出期限、場所及び方法
- (3) 参加申込の資格要件

3 企画提案者の選定に関する事項

(1) 企画提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	・資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	・自己資本比率等 ・施設稼働実績
契約不適合補完能力	契約不適合に対する責任をとれるか	・賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	一般廃棄物の可燃ごみ処	・一般廃棄物処理業の

	理委託が可能か、処理施設能力	許可等 ・施設能力の詳細
社会貢献 (倫理観)	社会的貢献度が有るか	・ISO14001等の取得状況 ・環境負荷低減への取組み等

(2) 非選定理由に関する事項

4 企画提案書の作成に関すること

- (1) 企画提案書の作成様式、提出部数
- (2) 記載上の留意事項
- (3) 企画提案書等の作成に関する質問及び回答
- (4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
- (5) 企画提案のプレゼンテーション
- (6) 企画提案書を採用するための評価基準

ア 可燃ごみ処理業務遂行能力に対する評価【90点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
環境負荷	環境負荷低減への取組	・発電設備の有無 ・処理方式や能力の詳細 ・CO ₂ 排出量 ・焼却灰とその処理方法 ・収集運搬への影響
業務委託費用	見積金額	・見積金額
受入条件	受入制限 受入禁止物	・受入制限の有無 ・受入禁止物の有無
継続性 (安定性)	処理施設 将来構想	・施設稼働年数と将来計画 ・休炉時、災害時などのバックアップ体制の充実度 ・契約終了後の継続可能性 ・経営能力

イ プレゼンテーション・ヒアリングの評価【10点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
------	-------	-------

説得力	説明が、論理的で納得できるか	・説得力 ・信頼性
コミュニケーション力	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	・質疑への的確な回答

(7) 企画提案者の内定方法

小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱第12条に基づき、選定委員会の審査を経て、企画提案者を内定する。

(8) 企画提案書の不採用理由に関する事項

提出した企画提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会から通知する。

5 企画提案の内定者に関する事項

- (1) 当組合と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定し基本協定を締結する。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、当該業務の移行準備期間とし、組合と内定者で協力調整する。
- (3) 令和4年4月1日から内定者と随意契約により契約を締結する。但し、(2)を含め、当該業務に係るすべての調整が整った場合に限り。

6 本公表内容についての問い合わせ先

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び企画提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- (7) 企画提案書の内定に関しては、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算執行の段階においては本契約に至らない場合がある。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長 あて

参加申込書

住所
会社
代表者 印

プロポーザル方式による企画提案書の募集について、必要書類を添えて、参加の希望を表明します。なお、本書及び必要書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
- 2 小川地区衛生組合での競争入札参加資格
あり 小川地区衛生組合競争入札参加資格審査申請時に提出した資料を、本プロポーザル方式による企画提案者の選定等に利用することに同意します。

なし

- 3 その他

※注 参加表明にあたり、特筆すべき事項があれば記入

- 4 担当連絡先

担当

TEL

e-mail

様式第 6 号（第 9 条関係）

（文書記号）第 号

年 月 日

様

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

選定通知兼企画提案依頼書

下記業務の参加申込書を提出していただき、貴社を企画提案者として選定しましたので通知します。

また、別添の「企画提案募集要項」（様式第 2 号）に基づき、企画提案書を作成のうえ、 年 月 日までに提出いただきますよう依頼します。

記

- 1 業務名
- 2 問い合わせ先

様式7号（第10条関係）

（文書記号）第 号

年 月 日

様

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

企画提案者の選定等について（通知）

下記業務の参加申込書を提出していただきましたが、貴社は企画提案者として選定されなかったので通知します。

記

- 1 業務名
- 2 選定しなかった理由
- 3 問い合わせ先

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

（文書番号）第 号

年 月 日

様

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

指名通知兼企画提案依頼書

小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱に基づき、下記業務の企画提案募集にあたり、貴社を企画提案書の提出者として指名しましたので通知します。

なお、この通知書が届いてから 5 日以内に、「参加承諾・辞退届」（様式第 9 号）により、貴社の意思を表示願います。

また、貴社が参加を承諾される場合には、別添の「企画提案募集要項」（様式第 3 号）に基づき企画提案書を作成のうえ、 年 月 日までに提出いただきますよう依頼します。

記

- 1 業務名
- 2 問い合わせ先

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長 あて

住所

会社

代表者

印

参加承諾・辞退届

年 月 日付で指名を受けたプロポーザル方式による次の業務
の企画提案募集について、下記のとおり意思表示します。

記

承諾する ・ 辞退する

- 1 業務名
- 2 問い合わせ先

様式第10号（第12条関係）

（文書記号）第 号

年 月 日

様

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

内定について（通知）

下記業務の企画提案書を提出していただきましたが、採用することと
しましたので通知します。

記

- 1 業務名
- 2 その他
（特筆すべき事項、連絡事項等があれば記入）
- 3 問い合わせ先

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

（文書記号）第 号

年 月 日

様

小川地区衛生組合可燃ごみ処理
業務委託事業者選定委員会委員長

不採用について（通知）

下記業務の企画提案書を提出していただきましたが、採用されなかった
ので通知します。

記

- 1 業務名
- 2 不採用理由
- 3 問い合わせ先

様式第 1 2 号 (第 8 条関係)

営業所表

営業所		
名称	所在地	電話番号及び F A X 番号
(主たる営業所)		
(代理人を置く営業所)		

様式第13号（第8条関係）

委 任 状

年 月 日

小川地区衛生組合管理者あて

委任者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者名	実印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者	所在地
	商号又は名称
	役職名
	氏名

委 任 事 項

業務に係る次の権限

- 1 見積りに関すること。
- 2 契約に関すること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。

受任者使用印鑑